

金恩貞著 『日韓国交正常化交渉の政治史』

千倉書房, 2018年

日韓関係が今までとは次元の異なる形で悪化している昨今、その国交正常化の過程を再検証して、請求権問題がなぜ今のような形でしか「解決」されざるをえなかったのか、「解決」が積み残した問題とは何であったのか等の問題は、日韓共通の広範囲な公共的認識が最も必要とされる分野として、改めて考えていく必要があるように思われる。そのためには、国交正常化の過程を改めて検証することが急務の課題である。しかし、現代においてすでに与件として存在している国民的感情や、そこに内面化されている社会的正義・記憶から、この課題を突き放して、虚心坦懐に検証することは、極めて難しい。それは、現代と過去とを対話させつつ、未来を育むための重要な課題として歴史家の前に置かれているということができる。

2005年から開始された韓国外交部と日本外務省による正常化過程の資料の開示は、こうした課題に応えるために、必要不可欠なステップであったことは疑いえない。しかし、その資料の量はあまりにも膨大であった。それがゆえに、個々の興味深い問題や特定の時代に焦点を当てた個別研究の次元を超えて、交渉の全体像を新たに再検証したと言いうる単著は、管見の限り出版されてこなかった。

本書は、請求権問題を中心にしているという制約はあるものの、そうした課題に一番近づいた単著であると、間違いなく言うことができる。新しい資料状況を踏まえ、膨大な文書を読み込みながら、また、過去の日韓関係に関する研究と東アジアの政治史研究を広範囲に渉猟しながら、自己の枠組みの中に位置付けた最初の本格的な研究である。当時の韓国国内や日本国内、そして東アジアの政治情勢が満遍なくきめ細やかに、長期にわたって記述された上で分析が行われている点も素

晴らしい。韓国側と日本側の政府内部の資料と米国の大使館資料を綿密に読み込んだ分析は、本書が誇って余りある部分であろう。

その細部の論評はとてども評者の手に余るもので、全体として教えられることが多く、圧倒される思いで拝読したことを、まず正直に告白しておきたい。広範囲に今までの研究成果を渉猟した点は、若手の研究者の特権を思う存分に発揮した記述ということができ、うらやましくもあるほどに、著者の研鑽と隠れた努力をのぞかせている。

しかしながら、評者も1950年代の請求権問題については、いくつかの論考をまとめ、特に請求権の内実がいかなる戦前に由来しているのかという問題を論じてきた⁽¹⁾。

本書によって、交渉の行く末や、時の日韓双方の政治情勢、そしてアメリカの仲介の背景ともいうべき国際政治情勢と、それに関する研究状況について教えられることは多かったものの、大きな構図については、いくつかの疑問を押さえることができなかったことも事実であった。

詳細な政治過程分析については、従来までの構図を覆す可能性を持ちながらも、分かりやすい構図、感情化された枠組みを反復するだけにとどまって、せっかくの資料が生かされずに、従来の記述を追認し、それにはめこむだけに終わってしまっているようにも読めるのである。こうした点を中心にまとめてみたい。

紙幅の関係から、本書が喚起してくれた大きな問題を中心に、論評を加えるが、著者の膨大な作業に比して、評者の書評時間は短いために、十分に作者の意図を読み込めていない点があるとすればお許しいただきたい。

最初に、本書の大きな構成は以下の通りである。

第1章 韓国問題に臨む日本の法的論理—対韓請求権主張の形成過程 1949-51年

第2章 対韓請求権交渉案の成立—「相互放棄+α」案の成立過程 1952-53年

第3章 会談二次中断期の政治過程—対韓請求権の撤回まで 1953-57年

第4章 経済主義の台頭—初期対韓政策の連続と変容 1958-61年

第5章 経済協力方式での決着—事務的折衝と政治的妥協の狭間 1961-62年

第6章 構造的制約の解消と交渉妥結への歩み—「大平・金合意」以降の政治過程 1963-65年

結論 日韓国交正常化交渉の今日的課題

序論と結論において主張されている大きな柱は、請求権という名目が「過去精算」を意味していたという前提のもとで、それが経済協力方式によって解決されることで、「植民地支配により生じた朝鮮人被害者への個人請求権も封印」(p. 2)されたとする議論である。その理由は、日本政府内部に一貫して存在した「交渉論理と政策方針」(p. 360, 1.12)の故であったとされる。また、この論理と方針は、久保田発言や、第7次会談の際に飛び出した「妄言」と一体であった。つまり、うやむやにされた高杉晋一代表発言(p. 328)に見られるような「歴史認識」と交渉論理は混じり合って、「日韓会談の全過程にわたって日本政府に内在し続けた」(p. 360, 1.15)。その歴史認識とは、朝鮮支配が合法的であり、日本の朝鮮統治が朝鮮の近代化に貢献したと考える歴史認識であった。それは旧総督府関係者と引揚者の在朝鮮日本人私有財産への執着、植民地主義を精算しない連合国側の戦後処理方針とも一体であった(p. 360, 1.1-2)。

こうした論理と認識の上に展開された政策史を追うスタイルで、それが対韓請求権での相殺、「相互放棄+α」、対韓請求権の撤回、経済協力方式へと形を変えることを柱に本書は記述されている。

その一貫した「交渉論理」を代表するのが、第一次日韓会談以後の中断期間に外務省と大蔵省で合意された「相互放棄+α」論であった(第2章)。これは日本側が在韓日本人私有財産への請求権を

放棄することと、韓国側の請求権放棄を相互に行うこと、および、幾らかの経済協力を日本側から行うという交渉方針であり(p. 70)、請求権を経済協力へと向かわせるものであったが、この主張は「過去の植民地主義に擁護的な歴史認識の表象であり、当初の対韓請求権主張から一步も踏み出しはしていない」ものであった(p. 362)。

まず、こうした論理・認識・政策の複合体の起源や、それが展開され現実化した過程に関する記述を中心に、本書を順を追って簡単に要約してみたい。

日本側の交渉論理を支えた対韓請求権に関する法的論理は、国際法学者の山下康雄によって提出された(第1章)。山下は、戦争や占領に際しても経済と関連した部分は理性が支配するという前提で、戦争賠償と絡んで処理されるべき在外財産、外国(人)財産、工業所有権などの研究を、第一次大戦やイタリア講和条約などを例にして行なった。その際に、日本という国家の一部を構成していた地域として朝鮮半島を位置づけ、その「分離」に伴って日本人所有の私有財産を包括的に没収することは一般国際法に違反するとして、いわゆる「逆請求権」を根拠づけた[この反対に併合の源泉無効と独立回復論がある—評者(以下同)]。

山下の背後には、引揚者の存在があり、朝鮮半島に残された日本人私有財産を日本政府が賠償の一部に繰り込み公的目的に使用したとみなされれば、訴訟によって賠償に使用した私有財産代金の返還を日本人引揚者から迫られる可能性があったためである。米軍によってVest(「敵産管理」か「没収」かが争われ「接收」と通称)された在朝鮮日本人私有財産代金の韓国政府への返還請求は、講和条約準備過程で、大蔵省の主導によって採用されていった。

この山下理論に依拠して日本側から提出されたのがいわゆる対韓請求権であったが、この請求権を組み込んだ交渉論理は、「韓国の対日請求権を減額させるための交渉材料」(p. 53)であって、久保田発言に象徴されるような事件の底流に第1次会談以後、常に存在してきた。この延長に、対韓請求権を日本が、対日請求権を韓国が、それぞれ

放棄した上で日本が韓国に経済協力をするという「相互放棄+α」論が出てくる。それが韓国側に実際に受け入れられ、請求権返還の方式においても金額においても、およそのコンセンサスが生まれたのが、張勉内閣の時期に行われた第5次会談の際であった（第4章、p. 210）。

その際の「+α」の方式については、個人請求権、無償経済協力、有償経済協力という3本立ての形で、個人請求権は認めた上で相互放棄することにより、この3本立て方式が1961年3月に大蔵省と外務省の話し合いにより日本側から最終的に提案された。

しかし、個人請求権分の金額を5000万ドルとして大蔵省は計算したが、その金額の起源となった、1ドル360円による換算レートと、大蔵省が算出した個人請求権180億円について、外務省は異なる査定を行っていた（後述）。

また、第2回大平・金会談（1962年11月12日）で請求権の金額は合意されたが、実際は、それよりも前に開催された外務省幹部会議において、その原型が決定されていた。つまり、外務省の振り付けによって、大平・金合意は行われ、外務省こそが重要な方式と金額の決定の場であった。

そこでは、日本側の請求権を法的には棚上げした上で、無償経済協力分と抱き合わせて、無償2億ドル、有償2億ドルが日本側の案として準備され、韓国側の5-6億ドルを踏まえ、政治折衝で4-6億ドルで妥結するという方針が示され、さらにお互いの（一般）請求権が「完全にかつ最終的に解決されることを確認する」という条項を入れることを抱き合わせる案がここに初めて準備された（p. 260）。

その後、政府内部で金額と名目についても妥協が行われた。外務省案を受けて、有償無償合計の金額に対して池田勇人首相は3億ドル案を交渉案として決着したが、その認可に際して、池田は在韓日本資産による相殺が行われることなく韓国側の要求をそのまま飲むような案であることに不満を示し（p. 261）、さらに大平・金会談後に妥結された無償3億、有償2億、民間借款1億ドルという金額にも激怒して不満を持った（p. 274）。

最終的に大平正芳外相と訪韓して金鐘泌と会談

した大野伴陸自由民主党副総裁によって、池田首相は1962年12月になって渋々大平外相に同意した。それが合意されて以後も、暫定貿易協定の焦げ付き債権処理や商業借款の方式が詰められておらず、また、請求権の定義を講和条約4条（a）項に求めるか、第二次大戦で発生した請求権にのみ求めるかで対立があった（p. 277）。しかし、それまで「地道に積み重ねられてきた様々な日韓交渉が結実した成果」として、「米国の仲介交渉の蓄積によって形成され」たものとして（p. 277）、金額に関する合意が実現した。

しかし、大平・金会談によって経済協力の金額が妥結したのちも、その名称や意味をめぐって交渉は続き、さらにそれらは、漁業や領土問題を契機とする野党の攻撃と国内における市民の反対運動の高揚を反映したものとして継続された。最終的には、経済論理や冷戦論理も加わったものの、交渉は外務省の対韓政策の交渉論理の延長線上で展開された（第6章）。

こうした交渉過程での市民の反対運動こそが、現代に続く民主化運動や、戦争被害からの回復運動の起点であるとする太田修の研究もあるが（p. 313）、政府側の資料に依拠すると、市民運動をめぐっても韓国の国内政治があった。例えば、バーバー駐韓大使は、韓国野党の反対理由を、与党が経済協力資金で強化されることにありと観察している（p. 314）[この点は、今日の韓国政治の岩盤保守層の起源を指摘しているとも理解でき興味深い]。

また、高揚した反対運動を受けて韓国政府が日本に求めた緊急借款は、日本政府内で迅速に決定されていくかにみえたが、実際は、総裁三選を果たしたばかりの池田首相がそれを阻止する行動に出た。池田は最後の内閣改造にあたって、大平外相を切って椎名悦三郎を外相に据え、緊急借款を留保した（p. 318）。こうした情勢の中で、日台関係改善を前例として、韓国側は吉田茂を謝罪使節として訪韓させることを求め、ライシャワーもその仲介を行なった（p. 320）。また、韓国側は民間借款の積み増しも野党の不満を抑えるために要求した（p. 323）。

交渉論理を大平・金会談で相互に承認して以後、

交渉にはある種の勢いが付き、「妄言」も交渉を止めることはなかった。緊急借款が佐藤栄作内閣になって可決されたのちに第7次会談は開かれたが、新たに首席代表となった高杉晋一は、創氏改名の強要が日本人として同じ待遇を与えるためであったと発言し、韓国側から「メガトン級の妄言」とされたが、日韓の新聞報道が統制されることでもみ消された (p. 328)。歴史認識や法律論争が会談を中断させるには至らない「雰囲気」が、日本側の対韓請求権撤回によって醸成されており、久保田発言時の交渉断絶とは対照的であった。

また、椎名訪韓が韓国側から要求され、それに応えた椎名が謝罪を表明し、また1965年2月にまず日韓基本条約部分が調印されたこと、これらに対する日本政府内の評価は、「韓国に譲り癖」が付いているという椎名批判と、「対韓譲歩を屈辱的というのは帝国主義的」であるという擁護論に分かれた (p. 335) [このことは、現代の一般世論状況を暗示する構図が政府内部に芽生えていたことを示していると評者には思われる]。

以上のようなプロセスを経て、交渉論理としての「相互依存+ α 」論は、韓国側の請求権を封印し、経済協力枠組みを作り上げた。

以上が大まかな要約である。本書の貢献は、相殺と相互放棄という概念の厳密な区別を立てた上で、その概念を使って、14年間に及んだ交渉の大きな流れを「交渉論理」の貫徹として整理して見せたところにある。しかしながら、こうした記述には、いくつかの疑問を感じた点もある。

第一に「相殺」と「相互放棄」とを区別することは、おそらく、1954年段階で、外務省と大蔵省の、担当官たち間で共有された、非常に狭いサークル内で共有された歴史上の概念であったと考えられる点である。それにもかかわらず、深い概念的検証を行わないままに、それを交渉全体に対する分析概念としてストレートに用いているのではないかと感じるが多かった。つまり、政策過程の現場において、官僚や政治家がいかなる意味で「相殺」や「相互放棄」、もしくは「相互一括放棄」、さらには「政治的請求権」や「法的請求権」を使っているのかが論じられないまま、

単にカッコで引用し、その使い方は誤っていると断罪するような記述が行われている。そうではなしに、当時の使い方自体を分析して論じる必要はないであろうか。本文の中でも、1950年代後半の第5次会談に至る時期においても「相互一括放棄」ではなく「相殺」という言葉がそのままの形で用いられている例が散見されることは、本書の記述からも明らかである。

すくなくとも、「相殺」であれば何を、いかに、なぜ相殺しようとしていたのかについての記述が欲しい。在韓日本人私有財産と相殺されて然るべき韓国側請求権が確かに存在した一方で、それとは相殺対象とならない韓国側請求権が意識された上で交渉が行われていたことは明らかである。それこそが要約部分で前述した、いわゆる「個人請求権」である。これによって、[個人]請求権・無償・有償経済協力という三本立ての枠組みが作られた。いわゆる個人請求権こそ、相殺もしくは相互放棄の対象と見なされていなかった請求権である。著者も表5-1 (p. 272)の中で認めているように、相互放棄+ α [個人請求権+経済協力]であると解されなければならないし、そうであればこの個人請求権には朝鮮人労務者への日本人並みの慰謝料を含めることも検討されていたわけであるから(後述)、「相互放棄+ α 」論を反省のない歴史認識と一体化して捉えることは、あまりにも単純であり、通説の枠にせっかくの分析を押し込めてしまっている。

相互放棄の対象となった請求権についての分析も曖昧である。軍政令33号によって接収(Vest)の対象となった在韓日本人私有財産を日本側が放棄する代わりに、韓国側が放棄を要求されたものは、いわゆる「政治的請求権」であったが⁽¹⁾、それについての分析は行われていない。つまり、それは軍政令33号を(日本側から見て)拡大解釈してその軍政令の効力は属人(人には法人・船舶も含む)的に日本本土にも及ぶとすることで主張しえた在日韓国系財産や、法の一般原則に反する遡及法だとして日本側が認めないとした1945年8月から12月までの4ヶ月間の日本への送金分に由来する対日債権であった。

こうした何を相互放棄すべきかの論争が展開し

たことは、評者の別稿にて相互放棄の対象となる「政治的請求権」とその例外となる「法的請求権」概念をいかに適用すべきかをめぐる論争として、すでに評者が論じている。少なくとも支配への償いについても、一般の日本国民水準のものとしては、最低でも行わなければならないという意識が、個人請求権を留保したことによって示されていると考えられないだろうか。

第二点は、韓国側の対日請求権の内実が、十分に分析されていないまま、本書の基軸の地位を与えられている点である。韓国側の対日請求権は、8項目提案においてさえ、実是在日韓国系財産と呼ばれる朝鮮銀行等の閉鎖機関と韓国に本社を置いた日本人所有会社の在日財産、韓国王族の資産、および、韓国側が有していた対日本人債権や対日本法人〔本来朝鮮に本社をおいたが株券再発行で別会社化された、日債銀等の旧閉鎖機関を含む〕債権によって、かなりの部分が構成され、それに旧軍人・軍属と徴用者の個人請求権が付属していたと考えられる。それにもかかわらず、「対日8項目は対日賠償要求調書の内容を踏襲したもの」で「その調書は日韓間債権債務処理と被徴用者など戦争被害者に対する補償が中心」であったという張博珍氏の研究成果が無批判に踏襲され、その前提で、請求権を相互放棄にもっていくための「誘い水」として「+α」の経済協力が存在したという解釈へと繋げられていってしまうのは残念である（p. 196）。

つまり、張氏の金額における連続性が存在したという研究にほぼ全面的に依拠する形で、「過去清算＝戦争賠償調書＝8項目提案」という図式がア priori に念頭に置かれてしまっている。せっかく、政府内の文章を、細かく読み込んだにもかかわらず、肝心の請求権の中身に関する法的議論が詰められていないまま、外交史的なアプローチのみに走ったために、従来のアプローチの再検証を迫るような分析になっていない。

「過去清算が行われることなく、政治的な解決がもたらされてしまった」というような記述が何度か出てくるが、なぜ、いかに「個人請求権」は相互放棄の対象とはならないと外務省も、この時点では認めていたのか。本書の細かな分析の上に

依拠しつつ、大きな枠組みを打ち立てる作業に挑戦することはできなかったものかと残念である。例えば、個人請求権の評価を大蔵省と外務省が詰めるにあたっては、日本人引揚者への1957年の給付金分を徴用工への日本国民並みの慰謝料として上乘せするかどうか、軍人恩給の1953年以後交渉成立時までの支給を計算するかどうか、大蔵省と外務省の見積もり金額の大きな差であったことが資料から伺えるにもかかわらず、折角の資料が引用されているのに、何ら言及はない（アジア局「韓国側対日請求額に対する大蔵、外務両省による査定との相違について」1962年2月15日、外務省文書1749、p. 284、注79、本文p. 244）。

この資料の中には、「1. 有価証券、2. 未払金」に続いて、「3. 被徴用者補償金」という項目があり、労務者見舞金61億円、復員軍人軍属見舞金約29億円、死亡軍属年金99億円を条約が発効して個人請求権が「失権」する時まで、合計201億円の被徴用者補償金として支払うべきとする外務省案と、講和条約による国籍喪失によりそれは打ち切られたので、それは一切支払わなくて良いとした大蔵省案が対比されている。

つまり、軍人恩給について朝鮮人が国籍を離脱した講和条約以後の分も入れるかどうか、さらに日本人引揚者へ1957年に配布された給付金を、朝鮮人徴用労働者への慰謝料として加えるべきかどうかをめぐって、それを肯定する外務省案と、純粋な未払い賃金等に限定する大蔵省案では見積もりに大きな差があった。

国民待遇自体が問題という現代の韓国大法院判決には言及しないが、この時代的制約の中で「相互放棄」の例外として出された数字〔1ドル360円で計算すると5600万ドル程度にしかならないが、大蔵省も認めた未払い分の5000万ドルと合わせると約1億ドル〕を元にして、「植民地責任」を深く分析すべき箇所ではなからうか。請求権の中身に立ち入った分析があってこそ、政治史はより深く分析され得るであろう。

実際、本書でも相殺もしくは相互放棄の対象とはならないものについては、個人に支払っていくということで、大蔵・外務は意見の一致を見ていたことが記述されている（p. 244）。つまり、個人

請求権が残されることで有償・無償経済協力と合わせての三本立ての仕組みが、少なくとも1962年の7月24日の外務省幹部会議により大平・金合意の原型(p. 257)が作られるときまで、ずっと当然視されていたのである。前年の池田・朴会谈では曖昧にされていた部分が、大蔵省と外務省の話し合いによって詰められていった結果として(p. 244)、個人請求権は生まれたともいえるであろう。

相殺の対象とならず日本側が支払うべき対象とみなされた個人請求権は、「軍人、軍属、被徴用者への見舞金、恩給など」の項目として、この時点で確定されていたのである。ただし、項目は確定していても、その金額や慰謝料算定の方式に関しては、外務・大蔵の対立があったことは前述の通りである。

第三に、「完全かつ最終的に」請求権問題が解決されたと条約でされたことに関しても、通説をなぞる形でその中に落とし込んでしまったと言わざるをえない。その金額の内実はともかく、その金額が明記された項目の消滅に関しては韓国政府もその責任の一端を無意識にせよ負っていることが史料から明らかであるようにみえるにもかかわらずである。

法的論争・歴史的論争に代わって政治決着に向かおうという流れが大きな柱となっているにもかかわらず、それに反して個人請求権を重視していたのが日本側の伊関祐二郎元アジア局長であった。在韓米国大使のバーガーと、金裕澤駐日大使が請求権という名目に韓国側はこだわらないという情報を日本に与えていた(p. 231)のに対して、伊関は個人請求権にこだわった。しかし、それがなぜなのか、本書では不明なままである。

また、1961年11月の池田首相と朴正熙議長との首脳会談によって、池田は個人請求権を例外化した上で経済協力によって補って支払うという枠組みが合意されたとしたが、朴議長は例外化されたのは財産請求権であると述べ、二人の見解のズレが拡大していった点が指摘されている(p. 241)。どのような誤解やズレが生じていたのか、「請求権の名目に固執しない」という発言の誤解や、それに関する交渉の軌跡こそ、資料を詳細に読み込

んだ上で判断を下す必要がある。

法的論争の神学的部分にまで踏み込まなくても、法的分析なくして政治過程を追うことはできない。法的論争と歴史論争を乗り越えて政治決着が行われたという、従来の通説を乗り越えるような歴史が描かれる可能性が新資料で開けたにもかかわらず、その一歩手前で、従来の通説にあてはめてしまっているように思われて残念である。再検討の余地が大いにあろう。今日の悪化する日韓関係の焦点ともなっている権利についての帰趨であるだけに、見過ごされて良いようには思われない。

第四点は、記述の統一性による「棚上げ」の意味の探究の必要性である。まず、「相互依存+ α 」論、および、請求権と経済協力の「2本立て/3本立て」という分析は、それぞれ前半(特に第2章)と後半(特に第6章)の柱になっている。それにもかかわらず、それがいかに対応しているのかが示されないために、読者は外交史的な分析のあまりのきらびやかさに目を奪われ、今日的な問題を深く考えることができなくなっている。

つまり、「一括」という言葉が「相互放棄」に付け加えられ、「相互一括放棄」となったことで、3本立てではなくなり、ここで初めて無償・有償経済協力のみの2本立てとなった訳である。とすれば、初期の相互放棄自体は3本立てを前提として含みうる案であったことは明白であろう。

さらに問題なのは、この3本立てと並行して、個人請求権についての法的論理が「事実上棚上げされた」(p. 244)とされるが、棚上げであれば、もはや相互放棄ではない。実態として、「相互放棄+ α 」論としていたものと同じ形になったとしても、「相互放棄+ α 」=植民地主義的な歴史認識が貫徹したとは、呼べなくなる。「2本立て」=「相互放棄+ α 」+「棚上げ」による「個人請求権」の形式的留保ということになる。棚上げの意味を焦点に、前半と後半を横断した分析が求められる。

棚上げについては、外務省が行った当時の知恵の産物に他ならないとも読める箇所があるが、そうした玉虫色の決着こそが、長い時間を経て今日の事態をもたらしていることへの考察と合わせて、「棚上げ」は本当に図られたのか、どのような仕組みが作られたのかの検証が必要である。

例えば、大蔵省はお互いの法的論理を棚上げするのではダメだと主張していたと読める記述がある。大蔵省は、大平・金合意を渋々受け入れる条件として、請求権というあらゆる名目が支払いを要求できる権利としては完全に消滅したことを韓国に確約させるべしという方針を取った(p. 272)。

つまり金額を韓国側の要求通りに認める代わりに、個人請求権も含めた権利の、完全な一括放棄を大蔵省は要求していたのである。外務省は「広義の請求権」という形で韓国側への無償経済協力と個人請求分を合わせて、韓国政府側の請求権金額を満たせるようにする一方、大蔵省に対しては、金額さえ満足すれば請求権の名目を韓国が放棄するとの期待を抱かせていた。

しかし、実際には、韓国政府からも大蔵省からも反発が起きた。大平・金合意後に、韓国政府からは国内を説得するためとして金額の積み増しを民間借款中心に要求される状況となり、また、大蔵省も金額を受け入れる代償として、この請求権・経済協力協定の中に、「あらゆる請求権」を放棄させ「完全かつ最終的に解決された」とする語句を入れさせようとした。

その後すぐに、そうして「完全かつ最終的に解決された」請求権の定義をめぐる紛争が起きたことが記述されている。それは、「対日講和条約第4条(a)項」を明確な法的根拠とするか、「第二次大戦の終結によって発生した両国間の請求権問題」(p. 277)とするかという対立である。この対立は、最終的に日本案を拡張して(b)項も含めることとして、「対日講和条約第4条に規定するものも含めて」「完全かつ最終的に解決された」となるが(p. 339)、この条項をめぐる交渉が軽視されていいようには思われない。

なぜなら、この論争は単なる時間的範囲としての日中戦争開始以後の戦争被害に由来する請求権なのか、分離独立以前のあらゆる請求権なのかという論争を含むのみならず、請求権の主体としての分離した地域の「施政当局」や、その下にある「個人」が、「日本政府」や「日本国民」に対して有する請求権を含むという規定が講和条約第4条(a)であるからである。いわゆる個人対個人、も

しくは個人対法人も含めた民間請求権をも含めて「完全に消滅した」と規定される、巧みな仕掛けが施してある部分である[それに関連する資料は、将来の国際司法裁判所における審理のための隠し球として留保されているためか、未だに開示されていない部分が確かに多い]。

これに対して韓国側の解釈も伝わる箇所が本文にあることは興味深い。つまり、韓国側は請求権を「完全かつ最終的に解決された」一般請求権と、それ以外の「文化財」と「船舶」請求権に分けて、両者を別途に交渉していたことが触れられている。一般と特殊の対比、そしてその特殊が何を意味するのかについても、本文は沈黙している。それが重要なのは、1965年以後に表面化したところの原爆被害者やサハリン残留韓国人、慰安婦問題が、特殊請求権に入るのかどうかに関わるからであるが、深い考察がないのは残念である。

確かに、日本の対韓請求権放棄によって、どの程度まで韓国の対日請求権が相殺されたかを合理的に査定することは不可能であるという理由から(p. 259)、請求権が無償経済協力に吸収されていった過程は非常に説得力のある記述であった。それこそが「相互一括放棄」と日本側で呼んだものであったが、韓国側は大平・金合意以後も「一般請求権」と区別される「特殊請求権」を、「完全かつ最終的に解決された」はずの8項目提案にあった一般請求権の例外として1965年以後も保持している心算であったということがおそらく言える。

また、「相互一括」が例外を認めないものとして日本側が期待し、巧妙な隠し球としての講和条約第4条に依拠して個人と法人間のいわゆる民間請求権をも含む条項を潜ませていたと考えられることは前述の通りであるが、棚上げ状態を大蔵省はいかに想定したと考えられるであろうか。例えば、個人請求権は、あくまでも個人に直接支払うものであるにもかかわらず、その個人請求権を韓国政府に一括委託して支払うという新しい方針であったとされるが、この一括委託は個人請求権の支払いの主体が日本政府から韓国政府に代わるという意味を有したのか否か、棚上げの性格問題を探る上で重要であろう。

つまり、相互放棄はまだ「個人請求権」を例外としていたのに対して、これによって法的論理が棚上げにされる中で、個人請求権分の代金に相当する額以上の金額が経済協力として韓国政府に支払われることにより、韓国国民の個人請求権自体は「手続なき権利」として空中に浮いて、お互いの国内法秩序に委ねられる状態が生じたと考えられるが、棚上げされたことが将来どのような効果を国内で持つことになるのかについての検証は当時行われなかったのであろうか。

棚上げは、日本側の対韓請求権についても同様であろうが、法的論争は事実上棚上げを図るという方針が最初に合意されたことについての出典は、輸銀と海外経済協力基金の分担の話からなる資料(p. 244、注80)であり、注が明らかに誤っている。棚上げの意味が少なくとも日本側でどのように議論されたのか不明である。相互一括放棄が実現されることで、いかなる法的効果を有する棚上げが行われたのかという問題こそが、個人請求権はあっても行使できないとか、相手国の国内法秩序に委ねるという方式の起源であろう。法的棚上げとは、どのような状態を意味したのか、今後の研究が待たれる点である。

最後に、日本外務省の専門性や外交手腕を賛美するのように見える記述、例えば岸信介等の政治家の貢献を、それに沿った場合にのみ認めるとするような記述と、その逆に、外務省が首尾一貫して貫いたとされる「交渉論理」を植民地支配への反省がない論理であるとする記述には、どのような整合性があるのか、この説明も本文には存在しない。

ここでも一貫した立場からの分析ではなく、既存の異なる枠組みに安易にバラバラのまま迎合していることをさらけ出してしまっている。例えば、大平・金会談による合意が単なる政治的結託の産物ではなく、それまで「地道に積み重ねられてき

た様々な日韓交渉が結実した成果」であり、「米国の仲介交渉の蓄積によって形成され」たものとし(p. 277)、さらに韓国政府も「日本外務省の専門性」を「高く評価」したとしている(p. 279)。こうした日本外務省の専門性を評価する記述と、序論と結論に示された「過去の植民地主義に擁護的な歴史認識」と一体となった「交渉論理」が日本外務省によって貫徹された〔実際は不明〕ことを批判する記述との間の整合性は不明なままである。このことは、本文の記述が見事であるだけに残念であるとしか言いようがない。

以上、駆け足で内容を紹介し、思いつくままに感想と注文を述べたが、本書が初めて、請求権交渉の深く広い全体像に迫った優れた研究業績であることは疑いがない。願わくは、法的問題を念頭に置きながら、その解答を探す中で政治史自体の通説を覆す、次元の異なる深さを伴った研究が、本書の続編として著者によって展開されること、もしくは新たな若手研究者によって、それが行われることを期待してやまない。

ともかくも、冒頭でも述べた通り、本書が今後の研究を展開する上で誰もが参照せずにはいられない、貴重な研究成果となっていることは確かである。長期・多分野・多アクターにまたがる資料の入手、読破、全体像の記述には、想像を越える多々の幸運と地道な努力を要したであろう。その苦勞に思いを馳せつつ、是非精読することをおすすめしたい。

(浅野豊美 早稲田大学)

- (1) 浅野豊美「民主化の代償―「国民感情」の衝突・封印・解除の軌跡」木宮正史編『日韓関係 1965-2015 I 政治』東京大学出版会、2015年、349-370頁。より全体的詳細な記述は以下。浅野豊美『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編―請求権と歴史認識問題の起源―』慈学社、2013年。